第11章　災害対策

■ 日頃からの備え

医療的ケアに必要な機器・材料は、最低でも数日分（できれば1週間分）を備蓄しておくことが推奨されます。人工呼吸器・吸引器等ご使用の医療機器専用の予備バッテリー、経管栄養剤、吸引チューブ、薬、衛生材料などをリスト化し、定期的に消費期限・残量を確認しましょう。停電に備えて、外部バッテリーやポータブル電源のほか、自家用車から電源をとる方法（車載インバーター等）も選択肢になります。すぐ持ち出せるよう、非常用持ち出し袋にも医療材料の最小限セットを用意しておくと安心です（具体的なチェックリストは付録/P50に掲載）。

■ 災害時個別避難計画をつくろう

中野区では、災害時に一人では避難が難しい方が円滑に避難できるよう、「災害時個別避難計画」の作成を進めています。身体障害者手帳・愛の手帳の所持者や障害支援区分の認定を受けた方などが対象です。人工呼吸器の使用や重度の医療的ケアが必要なお子さんも対象となる場合があります。

災害時個別避難計画には、ご本人の状況・支援者・必要な医療的ケアの情報などを事前に記載しておき、支援者となる方と日頃の備えと災害時の行動について共有しておきましょう。

相談先：地域支えあい推進部　地域活動推進課　地域支えあい活動支援係　03-3228-5582

在宅で人工呼吸器を使用しているお子さんについては、東京都の指針に基づき、区が「在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画」を作成しています。停電時の対応や避難方法を、ご本人・ご家族・関係者で共有し、年1回更新します。

	概要
対象	中野区に住所を有する方で、在宅で人工呼吸器を使用している方
相談先	お住まいを管轄するすこやか福祉センター

ご家族や主治医・訪問看護師からの相談も受付けています。

■ 電力会社への届出

在宅で人工呼吸器等を使用している場合、契約している電力会社に登録することで、計画停電や大規模な停電発生時に優先的に情報提供を受けられる制度が用意されている場合があります。契約している電力会社（東京電力パワーグリッド等）に、登録制度の有無や手続き方法を確認しておきましょう。

■ 避難時の医療的ケアの継続

災害発生時には、在宅避難ができない場合、まずは一般の避難所(学校等)へ避難していただくこととしています。しかし、一般の避難所では医療的ケアの継続が難しい場合があります。中野区では、避難所での生活の継続が難しい障害のある方や乳幼児のいるご家庭などを対象に、区内の障害者施設・児童施設等に「二次避難所（福祉避難所）」を開設することとしています。ただし、二次避難所は利用者の状況や各施設の受入体制を踏まえ、区が受入れ先を調整する仕組みとなっています。安全に受入れを行うため、原則としてご自宅等から直接避難するのではなく、区の案内に沿ってご利用いただきます。また、定員等の制約があるため、状況によっては受入れができない場合があります。

なお、状態によっては医療機関への直接の避難・搬送が必要になることもあります。日頃からかかりつけ医・訪問看護ステーションと、災害時の連絡方法や対応について話し合っておくことが重要です。

福祉（二次）避難所運営マニュアル（障害者・児対象施設）：
https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/bosai/hinanjyo/nijihinannjyouneimanyuaru.html

震災時の避難所・広域避難場所：
https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/bosai/hinanjyo/hinanjyo/index.html

よくある質問

Q. 停電になったらどうすればいいですか？

まずは落ち着いてお子さんの状態と医療機器の作動状況を確認しましょう。多くの医療機器には内部バッテリーが備わっていますが、稼働時間には限りがあります。あらかじめ確認している停電時の対応手順に従い、必要に応じて機器のメーカーや業者、訪問看護ステーション、主治医等に連絡してください。日頃から外部バッテリーの準備や停電時の対応方法を確認しておくことが大切です。

Q. かかりつけ医が休みのとき、誰に連絡すればいいですか？

医療的ケア児の場合は、在宅でのかかりつけ医（訪問診療医）だけでなく、専門的な治療を受けている病院ともつながっていることが大切です。困ったときは、訪問診療医や専門病院、訪問看護ステーションの緊急連絡先に相談しましょう。緊急連絡先は裏表紙の一覧やご自身の緊急連絡先カードで事前に整理しておくと安心です。